

令和5年度「電子版企画乗船券システム企画開発業務」 仕様書

1. 委託業務名

電子版企画乗船券システム企画開発業務

2. 業務の目的

一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構(以下、「推進機構」)では、旅行者に対して、スタンプラリー形式で取得可能な企画型の乗船券とスタンプに応じて、島内で使える電子クーポンを発行することで、より多様な観光サービスを顧客に利用していただく機会を設けるとともに4島内での周遊性を高めることにより、地域の経済循環向上を図る。

同時に、観光客の属性等のデータ収集を可能とするプラットフォームを開発・運用することにより、観光客動向の把握を可能とし、観光地としてのニーズを分析することで、旅行消費の増大やリピーターの確保を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日

4. 業務内容及び実施方法等

受託者は、業務の目的を考慮した上で以下の業務内容を実施すること。

(1) 電子版企画乗船券申込フォームの構築

①電子版企画乗船券申込フォームを新たに構築すること。プラットフォームに申込フォームを作成し、申込者情報及び、観光属性を収集するためのアンケート(住所、年代、性別、来訪目的、滞在期間等)を入力できるようにする。

※詳細なアンケート項目については推進機構と協議のうえ決定する。

②申込フォームの内容に関しては、隠岐汽船株式会社(以下、隠岐汽船)の発行する片道乗船名簿の情報の中から機構が必要とする情報とする。※後述(3)②項参照

③電子版企画乗船券の申込と同時に以下挙動を実施すること。

(i)登録完了メールを送信し、続いてスタンプラリーの登録及び、スマートフォンの該当アプリケーションのインストール案内メールを送ること。

(ii)乗船券発行元である、隠岐汽船にあてて、入力された申込者情報をメール送信すること。

④ただし、申込及びアンケートによって得た、申込者情報は発券元である隠岐汽船によって情報を整理し、蓄積すること。

(2)スタンプラリーアプリケーションの構築

①最適なアプリケーションを選択し、該当アプリケーションにて、顧客の実施状況に応じて、以下3種類のスタンプを取得できるようにすること。

(i)往路乗船券購入時に「船」のスタンプ

※ただし、乗船スタンプは14日間の有効期限つきとし、15日目で自動的に削除される仕様にする。

(ii)対象観光施設体験時に「観光」のスタンプ

※観光のスタンプは4つまで押せるようにすること。

※また、体験ごとにQRコードを作成すること。

(iii)対象宿泊施設宿泊時に「宿泊」のスタンプ

②顧客が3種類のスタンプを獲得したら、「応募」画面に遷移すること。

③応募有効期限を定め、応募画面に表示させるようにすること。

④応募完了後に、応募完了メールを自動送信し、ポイント取得用のURL、QRコード及び復路乗船券の引き換え番号をメール文に明示する。

⑤取得スタンプの内容によって獲得するリワードを以下の通りに変更すること。

(i)高速船スタンプ取得者・・・高速船の復路無料クーポン及び1,000ポイント

(ii)フェリースタンプ取得者・・・フェリーの復路無料クーポン及び1,000ポイント

⑥スタンプ取得者が獲得したポイントは該当アプリケーション内で保有し、対象施設および体験にて使用できるようにすること。

⑦保有したポイントは対象施設および体験にてQRコードを読み込むことで利用できる。またQRコード読取完了と同時に消込を実施すること。

(3)復路乗船券の交換システムの構築

①港にタブレット及び発券システムを設置し、(2)の④にて顧客が受信したメールに、記載された復路乗船券の引き換え番号を入力すると引換券を受け取る仕様にすること。

②引換券は乗船名簿と兼用することとし、記載内容として以下の内容を網羅すること。

(i) 搭乗者氏名

(ii)搭乗者住所

(iii)行先及び乗船する船の種類(選択式にして印字後に顧客が記入できるようにする)

(iv)使用方法および注意事項

(v)問い合わせ先

(vi)乗船日

(vii)フェリー又は高速船

③印字用紙は長期保存可能かつ、A4もしくはB5サイズとする。

(4)企画乗船券発券システムの設置および各関連事業施設におけるスタンプ読取コードの作成と設置

①隠岐諸島内の各港窓口にて引換券(兼乗船名簿)の発券システムを設置すること。同時に、引換券を作成するためのタブレット端末も設置する。タブレット端末及び発券システムの設置数は各9台とし内訳は以下の通りとする。

西郷港・・・3台

菱浦港・・・2台

別府港・・・2台

来居港・・・2台

②本土側(七類港・境港)各港窓口、該当宿泊施設ならびに該当体験事業者窓口にて、スタンプを取得するためのQRコードを設置すること。観光体験は、体験ごとにQRコードを作成し、体験名を明記する。

③タブレット端末にスタンプ取得者が得た引換番号を入力し、発券した際は、アプリケーション内にて発行した3種類のスタンプの消込を実施すること。

(5)稼働環境について

専用アプリ及びブラウザを併用したもて実行できることとする。

利用可能端末(OS)に関してはAndroid 及びiOSとし、フューチャーフォン及びらくらくホン等は対象外とする。

(6)企画乗船券及びクーポン詳細

① 企画乗船券及びクーポン発行数:2,500人泊分

※発行数は変更となる可能性がある。

※新型コロナウイルス感染症の影響等、受託事業者の不可抗力により、クーポン配布枚数を満たない場合は、発注者との協議の上、対応を決定するものとする。

② クーポン配布額: 1,000円/人(ポイントとして付与し、スタンプ取得者のアプリケーション内で保持する)

※クーポン金額については、契約後に受託事業者との協議のうえに変更する可能性がある。

○留意事項

既存クーポン事業との併用については、基本的に不可とするが、詳細については機構と協議のうえ決定する。

(7)実施体制

原則として、域内における参画事業者の募集及びクーポンの精算については、発注者が実施をするが、以下の項目については受注者が行う。

① 事業者向けマニュアルの作成

② 事業者向け説明会資料の作成

③ 事業者向け説明会への参加

※説明会の開催は1回以上とし、機構と協議のうえ決定する。

5.完了報告

受託者は、委託業務に係る事業完了報告書を委託業務完了後速やかに、CD-R または DVD-R で2部出すること

※Word、Excel、PowerPoint 等の元データ及びPDF 形式にて納品とする。

6. 作業スケジュール

令和5年契約締結月 実施内容に係る打ち合わせ

～令和5年8月 プラットフォームの構築

令和5年9月～令和5年2月末 旅行者への企画乗船券及びクーポン配布

※スケジュールに関しては、現行の企画乗船券の配布状況等を鑑みて変更する可能性がある。

7. 納品期限

全ての成果物を契約期間の終了日までに納品すること。

8. 連絡調整

作業の実施にあたっては、担当職員と連絡を密に取ることとし、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
また、疑義が生じた場合には、速やかに連絡し、その指示に従うこと。

9. 支払条件等

- (1) 概算払請求を行う場合は、概算払請求書(当機構が別途定める様式)により提出すること。
- (2) 委託業務終了後、確定した委託料の額を上回る額が既に概算払されている場合には、その超過分を委託者に返還すること。

10. 著作権

- (1) 本件の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。)は、すべて発注者に譲渡するものとする。また、受託者は、発注者に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、第三者として行使させないものとする。但し、受託者または第三者が従来から著作権を保有する著作物を本件の遂行に使用する場合には、その限りではない。
- (2) 受託者又は第三者が従来から権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に嚴重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく調査に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

11. 技術等提案の遵守

- (1) 本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。また、変更する場合は機構の確認を得ること。
- (2) 仕様内容の大幅な変更が生じた場合は、機構と協議の上、契約変更を行う。
- (3) 発注者から追加指示(仕様書記載事項以外の事項が発生の場合)がある場合には、書面(電子メールを含む。)により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (4) 受注者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、発注者と協議のうえ、その指示(書面(電子メールを含む。))に従うこと。
- (5) 前記(3)又は(4)の場合における追加の指示又は業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、発注者と受注者の間で協議のうえ、決定する。

12. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、機構の指示に従うこと。
- (2) 本業務のデータ等については、本業務の目的以外には 使用しないこと。また、本業務のデータ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、発注者の指示に従うこと。
- (3) 本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。